

佐渡クリーンセンター等
長期包括運営管理委託事業

実 施 方 針

平成 26 年 3 月

佐 渡 市

目 次

第 1	事業内容に関する事項	1
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	10
第 3	受託者の責任の明確化等事業の 適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
第 4	事業計画等の解釈に関する 疑義が生じた場合の措置に関する事項	16
第 5	事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項	16
第 6	その他本事業の実施に関し必要な事項	17
	実施方針に関する質問書【第 1 号様式】	19
別紙 1	リスク分担表	20
別紙 2	特定部品リスト	22

佐渡市（以下「市」という。）は、佐渡クリーンセンター等長期包括運営管理委託事業（以下「本事業」という。）を実施します。本実施方針は、本事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、市の方針を定めるものです。

第 1 事業内容に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名

佐渡クリーンセンター等長期包括運営管理委託事業

(2) 本事業の対象となる公共施設等の種類

ア 佐渡クリーンセンター

立地場所	佐渡市中原 103 番地
稼動開始	平成 9 年 8 月
施設概要	敷地面積: 16,563m ² 建築面積: 3,243m ² 延床面積: 5,775m ²
ごみ焼却施設	焼却能力: 120 t / 日 (60 t / 日 × 2 炉) 形 式: ストーカ炉
粗大ごみ処理施設	処理方式: 破砕・圧縮・選別 処理能力: 25 t / 5 h
廃プラスチック処理設備	処理方式: 圧縮・梱包・搬送 処理能力: 2.0~2.5 t / h
木材等破砕設備	処理方式: 破砕・搬送 処理能力: 4.6 t / 5 h
関連施設	管理棟 洗車場・倉庫 雨水調整池 旧残灰埋立地(佐渡クリーンセンター隣) 旧不燃物埋立地(佐渡市窪田地内)

イ 両津クリーンセンター

立地場所	佐渡市吾潟 1891 番地
稼動開始	平成 11 年 4 月
施設概要	敷地面積: 11,400m ² 建築面積: 2,344m ² 延床面積: 5,431m ²
ごみ焼却施設 〔平成 27 年 4 月 1 日より休止〕	焼却能力: 40 t / 日 (20 t / 16 h × 2 炉) 形 式: 流動床炉
粗大ごみ処理施設 〔平成 27 年 4 月 1 日より休止〕	処理方式: 破砕・圧縮・選別 処理能力: 10 t / 5 h
関連施設	資源化物貯蔵倉庫 洗車場 雨水調整池

ウ 南佐渡クリーンセンター

立地場所	佐渡市小木木野浦 163 番地 2
稼動開始	平成 12 年 4 月
施設概要	敷地面積: 4,372m ² 建築面積: 1,305m ² 延床面積: 2,343m ²
ごみ焼却施設 〔平成 21 年 3 月 31 日廃止〕	焼却能力: 15 t / 日 (15 t / 8 h × 1 炉) 形 式: 流動床炉
灰溶融施設 〔平成 21 年 3 月 31 日廃止〕	処理能力: 1 t / 日 (1 t / 8 h × 1 炉) 形 式: 酸素バーナ式反転キルン
粗大ごみ処理施設 〔平成 21 年 3 月 31 日廃止〕	処理方式: 破砕・圧縮・選別 処理能力: 5 t / 5 h
関連施設	カレット置場 洗車場・車庫

※ ア、イ、ウの施設を合わせて、以下「本件施設」といいます。

(3) 公共施設等の管理者

佐渡市長 甲斐 元也

(4) 事業目的

本事業は、市と契約に至った特別目的会社（以下「受託者」という。）が、市から排出される一般廃棄物を本件施設において効率的かつ適正に処理することを目的とします。

(5) 事業概要

ア 市が受託者に委託する業務

(ア) 市及び収集委託業者が搬入する一般廃棄物の処理・処分

(イ) 日常生活及び事業活動に伴う一般廃棄物のうち、本件施設へ直接搬入される一般廃棄物（以下「直接搬入ごみ」という。）の処理・処分

(ウ) 許可業者が搬入する一般廃棄物の処理・処分

(エ) 災害時に搬入される一般廃棄物の処理・処分

(オ) 上記（ア）から（エ）までの処理・処分を行うために必要な本件施設の運転のほか、本件施設のこれまでの運営状況を鑑み、土木、建築の主要構造物及び設備機器、その他関連する付帯設備について施設の基本性能を維持するための修理及び更新（以下「大規模修繕」という。）及び定期補修工事並びにユーティリティの確保、日常点検、定期点検、部品等の調達を含めた一切の業務（以下「運営管理業務」という。）

イ 運営管理業務の実施

(ア) 市は、受託者が運営管理業務を実施する期間（以下「運営期間」という。）にわたって本件施設を所有し、受託者は運営管理業務を実施するものとします。

(イ) 受託者は、本件施設の運営管理業務に必要な調達を自ら行うものとします。また、佐渡クリーンセンターの設計及びプラント設備工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品及び製品の特殊部品（以下「特定部品」という。）の調達に関しても、自ら調達を行うものとします。

(ウ) 受託者が特定部品並びにその定期点検及び補修工事について、自ら調達を行うことが困難な場合、受託者が自らの責任において施工企業以外から調達することも可能としますが、その場合、調達に関わる一切の責任を受託者が負うものとします。

(エ) 受託者は、市より円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間（以下「準備引継期間」という。）にて市職員等から引継ぐものとします。

(オ) 市は、受託者と協議の上、受託者が本件施設に係る募集要項等の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合にこれら乖離に基づく費用負担等を市に請求できる合理的な期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定します。

(カ) 受託者は、本事業契約締結から運営期間終了までの期間（以下「事業期間」という。）終了まで契約に基づき適切に業務を遂行するものとします。

ウ 事業期間等

準備引継期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は、次のとおりとします。

項目	期間
準備引継期間	平成 27 年 1 月 5 日～平成 27 年 3 月 31 日
乖離請求期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
運営期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日
事業期間	契約締結日～平成 37 年 3 月 31 日

(6) 関係法令等の遵守

受託者は、本事業の実施に当たり、必要とされる一般廃棄物の処理・処分及び本件施設の運営管理業務に係る関連法令等を遵守するものとします。

(7) 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主なスケジュール（予定）は次のとおりとします。

内容	日程
実施方針の公表	平成 26 年 3 月
募集要項の公表	平成 26 年 3 月
提案書類の提出	平成 26 年 6 月
優先交渉権者の決定	平成 26 年 8 月
基本協定の締結	平成 26 年 9 月
契約の締結	平成 26 年 12 月
準備引継期間	平成 27 年 1 月 5 日～3 月 31 日
運営管理業務の開始	平成 27 年 4 月 1 日
契約終了	平成 37 年 3 月 31 日

(8) 受託者が実施する業務の範囲

受託者が実施する主な業務は次のとおりとします。

ア 運営管理業務の事前準備

受託者は、準備引継期間開始までに、準備引継期間における本件施設の視察及び書類確認の計画書を提出し、市に確認を受けるものとします。

また、運営期間開始までに、運営管理業務に係る運営マニュアル、運営管理計画及び修繕計画を提出し、市に確認を受けるものとします。

イ 佐渡クリーンセンターの運営管理業務

(ア) 処理対象物の受入

受託者は、処理対象物の受入れ及び受入量の計量等を行うものとします。

(イ) 処理対象物の適正処理

受託者は、募集要項等に定められた環境関連の法規制や基準等を遵守しつつ、処理対象物を適正に処理するものとします。

(ウ) 維持管理

受託者は、佐渡クリーンセンターの大規模修繕を含めた運営管理業務を実施するものとします。

(エ) エネルギーの有効利用

受託者は、ごみ焼却施設にて発生する熱エネルギーの有効活用に努めるものとします。

(オ) 焼却残渣等の運搬

受託者は、佐渡クリーンセンターから発生する焼却残渣等（焼却灰・飛灰・不燃残渣）を灰溶融固形化施設及び最終処分場へ搬出するものとします。

(カ) 資源物等の引渡し

受託者は、佐渡クリーンセンターから発生するプラスチック製容器包装、カレットを公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の分別基準を満たした上で協会が指定する引取先に引渡すこととします。また、佐渡クリーンセンターから発生する資源物（鉄類・アルミ類・紙類等）を市が確保した引取先に引渡すこととします。

ウ 両津クリーンセンターの運営管理業務

本施設は、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設としての稼働を停止し、直接搬入ごみの中継施設として使用します。

(ア) 処理対象物の受入・搬出

受託者は、処理対象物の受入れ及び受入量の計量等を行った上で一時貯留し、佐渡クリーンセンターへ搬送するものとします。

(イ) 維持管理

受託者は、両津クリーンセンターを中継施設として使用するに当たり、必要な設備の維持管理を実施するものとします。

エ 南佐渡クリーンセンターの運営管理業務

本施設は、直接搬入ごみの中継施設として使用します。

(ア) 処理対象物の受入・搬出

受託者は、処理対象物の受入れ及び受入量の計量等を行った上で一時貯留し、佐渡クリーンセンターへ搬送するものとします。

(イ) 維持管理

受託者は、南佐渡クリーンセンターを中継施設として使用するに当たり、

必要な設備の維持管理を実施するものとします。

オ その他付帯業務

(ア) 手数料等収納代行業務

受託者は、直接搬入ごみの受入れに係る料金収納の代行を実施するものとします。

(イ) 官庁等への各種提出書類等の作成

受託者は、市が行う官庁等への各種書類の提出に当たり、基礎資料等を作成するものとします。

(ウ) データの保管及び報告書等の作成・提出

受託者は、本件施設の運営管理業務に係る日報、月報及び年報の作成、運営管理業務における履歴情報、その他市がモニタリングを行うために必要な各種データの保管及び報告書の作成を行い、必要に応じて提出するものとします。

(エ) 施設見学者等への対応

本件施設の見学を希望する者の予約受付、日程調整、施設見学者の案内、説明等の対応等は受託者が行うものとし、その状況について遅滞なく市へ報告するものとします。

受託者は、常に適切な運営維持管理を行い、市民の理解、協力を得るよう努めることとします。なお、市民等による意見等があった場合は、市と協議の上、適切に対応し、その結果を市に報告書として提出するものとします。

また、行政視察等行政事務に係る事務的な対応等は市が行うものとし、受託者は、市が行う施設見学者の案内、説明等の対応の補助を行うものとします。

(オ) 市における本件施設利用への配慮

本件施設にて市職員及び関係者等が会議等を開催する場合、本件施設の会議室等を利用することができるものとします。

(カ) その他

受託者は、市職員と同等な立場であることを自覚して、電話照会や来客等への対応は適切かつ丁寧に行うものとします。

(9) 市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は次のとおりとします。

ア ごみの減量化、資源化の啓発・普及

市は、市民に対して広報活動及び啓発活動を行うことにより、ごみの減量化と資源化を推進するとともに、本件施設への処理不適物の混入を未然に防止するよう努めるものとします。

イ 処理対象物となる一般廃棄物の搬入

市は、受託者と締結する契約に基づき本件施設に処理対象物を搬入します。

ウ 本事業のモニタリング

市は、受託者が行う運営管理業務の状況について必要なモニタリングを行うものとしします。

なお、モニタリングの実施方法は次のとおりとしします。

(ア) 報告書等による履行内容の確認

① 市と受託者の間で取り決められた業務報告書などが契約に定められた期限等で提出されているかを確認しします。

② 報告書の内容が要求水準書を満たしたものであるかを確認しします。

③ 財務状況の把握

監査報告書、損益計算書などから、当初の計画値から大きく乖離している数値はないか、ある場合は、その理由は何かを中心に確認しします。

(イ) 事実の確認

報告書の内容自体が事実行為として行われているかについて確認しします。

確認の方法については、佐渡クリーンセンターに備えられた測定機器により得られる各種データによるものとししますが、市は、必要に応じて、自らの負担において本件施設に係る計測及び分析を行って確認できるものとしします。

エ 施設見学者等への対応支援

市は、受託者が行う本件施設の見学者への対応に関する必要な支援及び行政視察等行政事務に係る事務的な対応を行うものとしします。

オ 委託料の支払い及び会計処理

市は、本件施設の運営維持管理に要する対価（以下「委託料」という。）を運営期間にわたって受託者に支払うものとしします。

なお、支払い条件等については募集要項に規定しします。

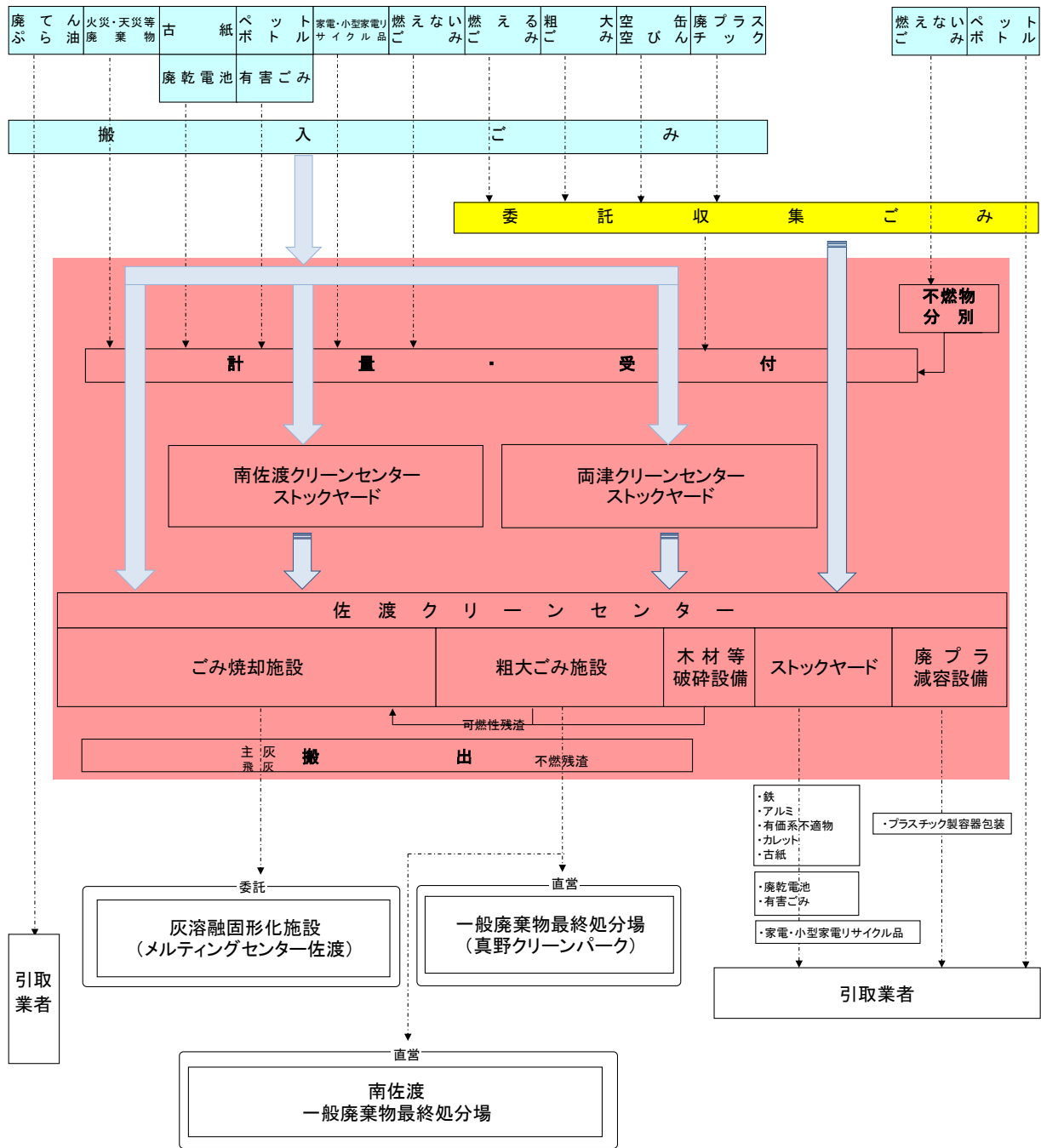
また、受託者が収納したごみ処理手数料について、財務規則に基づき会計処理を行うものとしします。

カ 本市職員の常駐

本事業の円滑な遂行と受託者へのモニタリング等を目的とし、本市職員が常駐する予定です。常駐場所は佐渡クリーンセンター管理棟内とししますが、詳細については契約時に定めるものとしします。

なお、受託者及び市の業務範囲についてまとめたものを図1に示しします。

図中の赤色で囲まれた業務範囲が受託者、それ以外を市が実施する業務範囲としします。



【図1 受託者及び市の業務範囲】

(10) 本事業終了時

市は、本事業終了後も本件施設の運営を継続する予定であるため、受託者は、運営期間終了時において、下記に示す事項を実施した上で、市に引き渡すものとしします。

ア 機能及び性能に係る確認検査

イ 本事業における本件施設の運営に係る書類等の整備、提出

ウ 運転管理業務の引継ぎ

エ 本事業終了後の維持管理計画の提出

オ 引渡し検査

カ その他

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定スケジュール

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ提案内容が、技術的な観点から市が要求する水準を満足していることを前提として、公募型プロポーザル方式によって優先交渉権者を決定します。

募集及び選定に関する主なスケジュール（予定）は次のとおりとします。

内 容	日 程
募集要項の公表	平成 26 年 3 月上旬
募集要項の質疑の受付開始	平成 26 年 3 月上旬
募集要項の質疑への回答	平成 26 年 3 月下旬
資格審査申請書の受付	平成 26 年 3 月下旬～4 月末
資格審査結果の通知	申請受付後 1 週間以内
提案書類の提出	平成 26 年 6 月
基礎審査の実施	平成 26 年 6 月
定量化審査の実施	平成 26 年 7 月
優先交渉権者の決定	平成 26 年 8 月
基本協定の締結	平成 26 年 9 月
事業内容の協議	平成 26 年 9 月～12 月
契約の締結	平成 26 年 12 月

2 応募者の備えるべき要件

プロポーザルに参加する企業若しくは構成企業（以下「応募者」という。）は、次に示す要件を全て満たすものとします。また、市は応募者の資格を確認するため、資格審査を行います。

（1）応募者の構成等

ア 応募者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して、以下「構成企業」という。）で構成されるものとします。なお、構成企業は、構成員のみとすることも可能とします。

イ 応募者の構成企業には、佐渡市内に本社を有する企業を少なくとも 1 者以上含むものとします。

ウ 応募者の構成企業の上限は任意としますが、構成企業は本事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担う必要があります。そのため、参加表明書提出時に応募者の各構成企業が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするものとします。

エ 参加表明書の提出以降、応募者の構成企業の変更は原則として認めません。

オ 応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできません。

(2) 構成企業の制限

次に該当する者は、構成企業となることはできないものとします。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領」（平成 16 年 3 月 1 日訓令第 66 号）に基づく指名停止措置を受けている者

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき会社の整理の申立てがなされている者又は会社の整理の開始を命じられている者

カ 清算中の株式会社である者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（更正計画認可の決定がなされた場合を除く。）

ク 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）

ケ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

コ 国税又は地方税を滞納している者

サ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）の適用となる団体である者

シ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体である者

ス 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者

本事業において市のアドバイザー業務を委託している者は次のとおりです。

- ・ 株式会社 環境フレックス

(3) 参加資格要件

本事業を行う者は、構成員全体で次に示す要件を全て満たしていることとします。なお、これらの要件の中でいう業務実績は、一般廃棄物のごみ処理施設におけるものに限るものとします。

ア 佐渡市入札参加資格者名簿に登録されていること。

イ 次に示す全ての運營業務実績を元請として 1 件以上有していること。

- ・ 一般廃棄物を対象とした全連続式焼却施設（ストーカ式焼却炉：60 t /

炉以上、かつ、2 炉以上。) の運營業務の実績

- ・一般廃棄物を対象とした粗大ごみ処理施設 (25 t / 日 (5 時間) 以上。) の運營業務の実績

ウ 廃棄物処理施設技術管理者として次に示すいずれかの資格を有するものを事業開始後専任配置できること。

- ・技術士 (化学部門、水道部門又は衛生工学部門。)
- ・ごみ処理施設技術管理者 (～平成 12 年度)
- ・ごみ処理施設技術管理士及び破碎・リサイクル施設技術管理士 (平成 13 年度～)

(4) 参加資格の喪失等

参加資格確認基準日は参加確認申請書類受付期間の最終日とし、次に示す要件に該当するものは参加資格を喪失するものとします。

ア 応募者を構成する企業が、応募書類の提出までの間に前述 (2) に掲げる条件に該当することとなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消します。ただし、「前述 (2) に掲げる条件に該当することとなった企業以外の当該応募者の残存企業 (以下「残存企業」という。) が、前述 (2) に掲げる条件に該当することとなった企業に代わる新たな企業を補充した上で新たに応募者を構成し、かつ、応募書類の提出日までに参加資格の確認申請手続を完了し、参加資格を得られた場合」、及び「新たな企業を補充しなくても参加資格を満たしていることを市が確認できた場合」に限り、選定手続を継続することができるものとします。

イ 応募者を構成する企業が、応募書類の提出から契約締結までの間に前述 (2) に掲げる条件に該当することとなった場合は、当該応募者の参加資格を取消することができるものとします。ただし、残存企業が設立する予定の特別目的会社の事業能力を勘案し、新たな企業を補充しなくても契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が認めた場合に限り、当該応募者との契約手続を続行することができるものとします。

3 優先交渉権者の審査及び選定

優先交渉権者の審査及び選定については、優先交渉権者選定基準に従い、次に示す手順にて行うこととします。

(1) 審査委員会の設置

市は、公平性、客観性、透明性を確保することを目的として審査委員会を設置することを予定しています。

(2) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定については、「優先交渉権者選定基準」に基づき実施するものとします。

4 優先交渉権者選定手続き

優先交渉権者は以下の手順で決定するものとします。

(1) 提案審査

市は優先交渉権者の審査・選定を行うため、提案書類について、技術提案書が技術的観点に照らして市の要求する水準を満足する内容であること、事業計画書が事業期間にわたって本事業を継続的に履行し得る内容であること等の審査を行うものとします。これらの審査を行った上で、総合的な見地から最も優れた提案を行った提案者を選定します。具体的な審査基準については、募集要項等に示すとおりです。

(2) 優先交渉権者の決定及び公表

市は、審査結果を踏まえ、最も優れた提案を行った提案者を優先交渉権者として決定し、その結果を公表します。

(3) 基本協定の締結及び契約の協議

市は、選定された優先交渉権者と基本協定を締結し、契約内容の詳細について協議します。

5 契約に関する基本的な考え方

(1) 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、速やかに会社法に規定される株式会社として、特別目的会社を設立するものとします。特別目的会社は、次に示す事項を遵守するものとします。

ア 特別目的会社の所在地は、佐渡市内とします。

イ 特別目的会社への出資は優先交渉権者の全ての構成員によるものとし、優先交渉権者の構成員以外の出資は認めません。また、優先交渉権者の構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとします。

ウ 構成員は、本事業終了まで特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、株式の譲渡及びこれに対する担保権の設定その他一切の処分等の行為を禁止します。

(2) 契約の締結

市は、市議会の債務負担行為の議決を経た後、特別目的会社と本事業に係る契約を締結します。

第3 受託者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準及び仕様

受託者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえ、運営期間終了後1年間にわたり、本件施設の要求水準が満たせるよう、適切な運営管理業務を行うものとしします。

2 想定されるリスクと責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業における運営の責任は、原則として受託者が負うものとしします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受託者と協議の上、市は応分の責任を分担しします。

(2) 想定されるリスク分担

想定されるリスク及び市と受託者との責任分担は、原則として別紙1「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、契約で定めるものとしします。

(3) 地域経済への配慮

ア 雇用については、現状の運転管理体制を勘案して、地元採用を最優先とするものとしします。

イ 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守するものとしします。

ウ 調査・分析や補修・修繕工事などで下請業者を使用する場合は、地域経済や地元企業の育成・貢献に配慮した発注を行うものとしします。

3 市による本事業のモニタリング

市は、受託者が行う運営管理業務の状況について必要なモニタリングを行うものとしします。

なお、モニタリングの実施方法は次のとおりとしします。

(1) 報告書等による履行内容の確認

ア 市と受託者の間で取り決められた業務報告書などの報告書が契約に定められた期限等で提出されているかを確認しします。

イ 報告書の内容が要求水準を満たしたものとなっているかを確認しします。

ウ 財務状況の把握

監査報告書、損益計算書などから、当初の計画値から大きく乖離している数値はないか、ある場合は、その理由は何かを中心に確認しします。

(2) 事実の確認

報告書の内容自体が事実行為として行われているかについて確認します。

確認の方法については、本件施設に備えられた測定機器により得られる各種データによるものとしますが、市は、必要に応じて、自らの負担において本件施設に係る計測及び分析を行って確認できるものとします。

(3) 業務の改善勧告

市は、受託者が契約書及び要求水準書に定める要求水準を充足していないことが判明した場合、受託者に対し改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとします。

また、市の改善勧告にもかかわらず、受託者が改善策を提出せず、又は改善策を実施しない場合、委託料の減額ができるほか、契約を解除することができるものとします。

(4) 本事業終了時

運営期間最終年度において、本件施設を継続して使用することに支障のない状態であることを確認するため、第三者に委託して機能及び性能に係る確認検査を実施し、本件施設の要求する水準を満足していることを確認するものとします。なお、確認検査の内容は、精密機能検査に準ずるものとします。

確認検査実施後、本件施設の要求水準を満たさないことが明らかになった場合には、要求水準を満たすようになるまで受託者の負担にて修繕等必要な対応を実施しなければなりません。なお、運営期間内に確認検査に合格できず運営期間終了後の本施設における運営に支障が生じた場合、受託者はその損害を賠償するものとします。

第4 事業計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業実施計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、契約等の規定に基づいて、市と受託者は誠意をもって協議するものとします。この場合、協議の不調等による契約等に関する紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第5 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

1 受託者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 受託者の提供する業務が、契約で定める受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、受託者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができます。受託者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は、契約を解除することができるものとします。

(2) 受託者が倒産、または受託者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は契約を解除することができるものとします。

(3) (2)の規定により市が契約を解除した場合、受託者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、受託者は契約を解除することができるものとします。

(2) (1)の規定により受託者が契約を解除した場合、市は、受託者に生じた損害を賠償するものとします。

3 不可抗力その他市又は受託者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

市及び受託者は、事業継続の可否について協議します。なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び受託者は、契約を解除することができるものとします。

4 その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、契約に定めるものとします。

第6 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

(1) 本件施設の視察

参加資格要件を満足した応募者（以下「提案者」という。）は、市が必要かつ合理的と認める方法により、本件施設を視察することができるものとします。

(2) 参考資料の提供及び閲覧

提案者は、「守秘義務に関する誓約書」を提出することを前提として、本件施設に関する資料のうち、市が必要と判断する資料の提供を受けること、及び閲覧を行うことができます。

2 費用負担

本事業の提案に要する費用については、提案者の負担とします。

3 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提案に係る提出資料の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとしますが、公表等の必要がある場合、市は提案者及びその著作権を保有する者に許可を得て公表できるものとします。

(2) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めません。

(3) 追加提出書類

市は、必要と認めた場合、提案者に対して提出書類を追加的に求めることができるものとします。

4 使用する言語、計量単位、通貨及び時刻

本事業に際して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本国標準時とします。

5 通知

実施方針及び募集要項等に定めるもののほか、応募及び提案に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者及び提案者に通知します。

6 本事業の担当部局及び問合せ先

本事業の担当部局は次のとおりとします。なお、本事業に関する問合せは同担当部局で受け付けます。

担当部局：佐渡市役所 環境対策課
住所：〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地
電話：0259-63-3113 FAX：0259-63-3300
電子メール：s-kankyo@city.sado.niigata.jp

7 実施方針に関する質疑回答

(1) 質疑受付期間

平成 26 年 3 月 3 日（月）から平成 26 年 3 月 17 日（月）まで

(2) 質疑提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、「実施方針に関する質問書【第 1 号様式】」に記入の上、電子メールでファイル添付により担当部局宛に提出するものとします。なお、電話等口頭による質問は一切受け付けません。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、下記期限までに市のホームページにおいて公表します。なお、本事業に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限りません。

回答期限

平成 26 年 3 月 24 日（月）（予定）まで

(4) 実施方針の変更

実施方針の公表後、質問等を踏まえ、実施方針の内容を見直し変更することがあります。また、変更された実施方針は、改訂版として公表するものとします。

実施方針に関する質問書

「佐渡クリーンセンター等長期包括運営管理委託事業」に関する実施方針について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	商号又は名称	
	所 属	
	担当者名	
	電 話	
	ファクス	
	電子メール	
総 質 問 数		

No.	頁	項 目	質 問 事 項
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

※1 質問は本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載してください

※2 質問数に応じて行数を増やし、No.の欄に通し番号を記入してください

【別紙1 リスク分担表】

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			市	受託者
共通	計画変更	実施方針及び募集要項等の変更及び不備・誤りに関するもの	○	
		受託者の判断違いによるもの		○
	資金調達	受託者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	契約締結	市の責めに帰すべき事由により、受託者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		受託者の責めに帰すべき事由により、市と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	政策変更	市に関する政策の変更 (本事業に直接的影響を及ぼすもの。)	○	
	法令等変更 (税制変更を含む。)	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可申請	市が取得すべき許認可の遅延によるもの	○	
		受託者が取得すべき許認可の遅延によるもの		○
	第三者賠償	受託者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
	事業の中止・延期	市の指示によるもの ^{注1}	○	△
		受託者の事業放棄、破綻によるもの		○
	債務不履行	市による債務不履行	○	
受託者による債務不履行			○	
物価変動	事業開始後の物価変動 ^{注2}	○	△	
金利変動	金利の変動		○	
不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの ^{注3}	○	△	
計画	応募コスト	提案書作成等の費用負担		○
運営管理	住民対応	受託者が行う調査、運営に関わる住民反対運動、訴訟		○
	周辺環境の保全	受託者の業務に起因して環境に影響を及ぼしたものの		○
	支払い遅延・不能	市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	計画した廃棄物の量が確保できない ^{注4}	○	△
	ごみ質変動	計画した廃棄物の質が確保できない ^{注5}	○	△

【別紙1 リスク分担表】

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			市	受託者
運営管理	搬入管理	本件施設へのごみ搬入管理において、受託者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外による損害の場合	○	
	運営費の上昇	市の指示等に伴う運営費の上昇	○	
		上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の要因による運営費の上昇(物価変動によるものは除く。)		○
	施設損傷	市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による本件施設の損傷(受託者の管理不備の場合を除く。)	○	
		受託者に起因する事故及び火災等災害による本件施設の損傷		○
	運転管理	本件施設の運転管理において、受託者が適正な運転管理を怠ったことにより、市及び第三者へ損害を与えた場合の損害賠償		○
要求水準の未達	要求水準の未達(施工不良を含む。)		○	
改良保全リスク	施設の改良保全に起因するもの ^{注6}	△	○	
終了時	施設の健全性	本事業終了時における本件施設の性能確保に関するもの		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の精算手続きに伴う評価損益等		○

※ ○：主分担、△：従分担

表中の「注」については次に示すとおりとします。

注1：市の指示等による事業の中止・延期において、履行済み未払い分等の受託者に生じる損害について市が負担します。

注2：事業開始後の物価変動については、一定程度までの変動は受託者の負担とし、それ以上は市が負担します。

注3：不可抗力における一事業年度の費用負担は、一定程度までは受託者が負担し、それ以上は市が負担します。

注4：ごみ量の変動については、固定費及び変動費の2料金制を採用することにより対応します。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市及び受託者の協議によるものとします。

注5：ごみ質の変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による委託料等の見直しは行わないものとします。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市及び受託者の協議によるものとします。

注6：受託者によりなされる改良保全提案により改良された設備・装置に対する責任は受託者となります。なお、改良保全提案の採用の可否については市が行い、その場合の費用、委託料等への反映方法等については、市及び受託者の協議によるものとします。

【別紙2 特定部品リスト】

施設・設備名		装置名	
ごみ焼却施設	受入供給設備	ごみクレーン	
		ごみ投入口シュート	
	燃焼設備	ごみ給じん装置	
		ストーカ火格子	
	計装制御装置	中央制御システム	
電気設備	シーケンサソフトウェア		
粗大ごみ処理施設	粗大破碎設備	粗破碎機	油圧装置
		二次回転破碎機	ハンマー
			グレート
			カッターバー
	搬送設備	振動コンベヤ	底板ライナー
	成型設備	金属圧縮機	底板
			側面板
押し板			